

広島県告示第二百六十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和二年三月十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所在地		土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域		
広島県三次市吉舎町上安田及び同町安田地内		区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示及び法	
下郷川（二三四）	土石流	次の図のとおり	土砂災害	下郷川（二三四）	土石流	区域の表示及び法	
中郷川（二三六a）	土石流	次の図のとおり	土砂災害	中郷川（二三六a）	土石流	区域の表示及び法	
中郷川（二三六b）	土石流	次の図のとおり	土砂災害	中郷川（二三六b）	土石流	区域の表示及び法	
中郷川（二三六c）	土石流	次の図のとおり	土砂災害	中郷川（二三六c）	土石流	区域の表示及び法	
中郷川（二三六d）	土石流	次の図のとおり	土砂災害	中郷川（二三六d）	土石流	区域の表示及び法	
中郷川（二三六隣一）	土石流	次の図のとおり	土砂災害	中郷川（二三六隣一）	土石流	区域の表示及び法	
中郷川（二三六隣二）	土石流	次の図のとおり	土砂災害	中郷川（二三六隣二）	土石流	区域の表示及び法	
中郷川（二三六隣三）	土石流	次の図のとおり	土砂災害	中郷川（二三六隣三）	土石流	区域の表示及び法	
中郷川（二三六隣四）	土石流	次の図のとおり	土砂災害	中郷川（二三六隣四）	土石流	区域の表示及び法	



明賀川（九〇五二）	土石流	次の図のとおり	明賀川（九〇五二）	土石流	次の図のとおり
抜湯川左支川（九〇五〇隣四）	土石流	次の図のとおり	抜湯川左支川（九〇五〇隣四）	土石流	次の図のとおり
抜湯川左支川（九〇五〇隣三）	土石流	次の図のとおり	抜湯川左支川（九〇五〇隣三）	土石流	次の図のとおり
抜湯川左支川（九〇五〇隣二）	土石流	次の図のとおり	抜湯川左支川（九〇五〇隣二）	土石流	次の図のとおり
抜湯川左支川（九〇五〇隣一）	土石流	次の図のとおり	抜湯川左支川（九〇五〇隣一）	土石流	次の図のとおり
抜湯川左支川（九〇五〇）	土石流	次の図のとおり	抜湯川左支川（九〇五〇）	土石流	次の図のとおり
安田三（九〇四九）	土石流	次の図のとおり	安田三（九〇四九）	土石流	次の図のとおり
安田上（五〇九四b）	土石流	次の図のとおり	安田上（五〇九四b）	土石流	次の図のとおり
安田上（五〇九四a）	土石流	次の図のとおり	安田上（五〇九四a）	土石流	次の図のとおり
角利川右支川（五〇九〇隣四）	土石流	次の図のとおり	角利川右支川（五〇九〇隣四）	土石流	次の図のとおり
角利川右支川（五〇九〇隣三）	土石流	次の図のとおり	角利川右支川（五〇九〇隣三）	土石流	次の図のとおり
角利川右支川（五〇九〇隣二）	土石流	次の図のとおり	角利川右支川（五〇九〇隣二）	土石流	次の図のとおり
角利川右支川（五〇九〇隣一）	土石流	次の図のとおり	角利川右支川（五〇九〇隣一）	土石流	次の図のとおり
角利川右支川（五〇九〇）	土石流	次の図のとおり	角利川右支川（五〇九〇）	土石流	次の図のとおり
安田一（二三八）	土石流	次の図のとおり	安田一（二三八）	土石流	次の図のとおり
平石川（二三七）	土石流	次の図のとおり	平石川（二三七）	土石流	次の図のとおり
中郷川（二三五）	土石流	次の図のとおり	中郷川（二三五）	土石流	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局土砂法指定推進担当及び広島県北部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。